

京都市健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 86 号

京都市健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市健康増進センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第8条第3項を削る。

別表第2文書料の項中「500」を「600」に、「1,500」を「1,800」
に、「3,000」を「3,600」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に交付を申請した診断書又は証明書に係る文書料については、なお従前の例による。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)